平成14年４月２日

熊本県収用委員会

会長　塚本　侃　殿

「その他権利を主張する者」代理人　明治学院大学教授　熊本　一規

　　　　　　　条文説明要求書の提出について

熊収13第９号、第10号案件に関し、３月25日の第３回収用委員会において、国土交通省と私が、お互いに相手の説(法解釈)で説明できないと思われる漁業法の条文を提示し、互いに答えあうことが認められました。
　そこで、別紙のとおり、私からの条文説明要求書を提出いたします。
　回答は、お互いに４月末までに提出するそれぞれの意見書のなかで行うものと理解しております。
　なお、条文説明要求は、２月27日第２回収用委員会後に提出しました私の質問の質問３の補充にあたりますが、国土交通省は質問１、２については、「漁業法の解釈の権限を有しない」、「平成元年最高裁判決がある」などの回答をいたしましたが、それらの回答が回答たりえていないことは、第３回収用委員会における議論で明らかになったと思います。また質問４については、「収用後の工事によって漁ができなくなるから補償を払える」旨の回答をいたしましたが、私が、この回答が誤りであることをホワイトボードの図に則して説明するとともに、国土交通省に「この図に則して説明してください」と再質問しましたので、国土交通省は図に則した回答をする必要があると理解しております。

したがって、今回の条文説明要求書(質問３の補充)のみならず、質問１，２，４についても４月末提出の意見書のなかで回答することを国土交通省に要請していただくよう、あわせてお願い申し上げます。

条　文　説　明　要　求　書

共同漁業権が漁協に属するとするならば、漁業法の次の条項をいかに説明するか？

(1) ６条………６条では、共同漁業権とは「共同漁業を営む権利である」と定義されている。従って、共同漁業を営まない漁協は権利者ではあり得ない。共同漁業権が漁協に属するものならば、その定義は「共同漁業を営む権利である」ではあり得ないはずである。

(2) ８条………共同漁業権が漁協に属するものならば、漁業行使権は社員権(組合員が漁協の財産・権利を利用する権利)にすぎないはずで、８条の見出しは、「組合員の漁業を営む権利」ではなくて、「組合員の共同漁業権を利用する権利」と名付けなければならないはずである。

(3) ８条………共同漁業権が漁協に属するものならば、漁業行使権は社員権にすぎず、従って、それは漁協の組織、事業、管理運営等について定めた水産業協同組合法に規定されるはずであり、「漁場を誰にどう使わせるか」、いいかえれば「免許や許可を誰に与えるか」を定めた漁業法に規定されることなどあり得ないはずである。

(4) ８条………共同漁業の免許を漁連が受けることもある(14条８項)が、その場合でも、８条に基づき関係地区に住む組合員(関係組合員)が「共同漁業を営む権利」を持つ。漁業行使権が社員権にすぎなければ、漁連が免許を受けた場合には、漁連の社員たる漁協が共同漁業を営めるはずであり、組合員が共同漁業を営めることはあり得ないはずである。

(5) ８条………共同漁業権が漁協に属するものならば、組合員平等の原則（協同組合原則の一つ）に基づき、組合員全員が共同漁業を営めるはずであり、漁業権行使規則をつうじて関係組合員のみに資格限定されることなどあり得ないはずである。

(6) 14条　８項…………共同漁業の免許を受ける漁協の適格性は、単独申請の場合には単独漁協で、また共同申請の場合には複数の漁協で、「関係地区に住所を有し、沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上を組合員世帯に含むこと」とされている。つまり、免許を受ける適格性の基準に世帯がなっている。近代法において法人格を持つのは自然人と法人であり、世帯が権利主体となることはあり得ないのに、世帯が免許の適格性の基準となっているのは何故か。

(7) 14条10項………関係組合員を一人含む漁協でも共同申請や共有請求をつうじて共同漁業の免許を受けられる一方、その一人の関係組合員が漁協を脱退すると免許は取り消される。このように、一人の関係組合員の存否によって免許の有無が左右されることと、免許を受けている漁協を権利者とし、漁協に補償を支払うこととは矛盾するのではないか。

(8) 14条１1項………関係地区に住む漁民であれば漁協に属さなくとも共同漁業を営めることを規定しており、「員外者の保護」の規定と呼ばれている。共同漁業権が漁協に属するものならば、員外者が共同漁業を営めることなどあり得ないはずである。

(9)　31条………平成一三年に改正された条項で、「共同漁業権の変更・分割・放棄に関係組合員の三分の二以上の同意が必要」と規定している。共同漁業権が漁協に属するものならば、漁協の総会決議だけで共同漁業権の変更・分割・放棄は可能なはずであり、それに加えて関係組合員の三分の二以上の同意を必要とされることなどあり得ないはずである。

(10) 143条……漁業法８条の「関係組合員の漁業を営む権利(漁業行使権)」を侵害した者は刑罰に処せられる。共同漁業権が漁協に属するものならば、漁業行使権は社員権にすぎないはずで、それを侵害しても刑罰に処せられることなどあり得ないはずである。